

第4章 自殺対策の取組

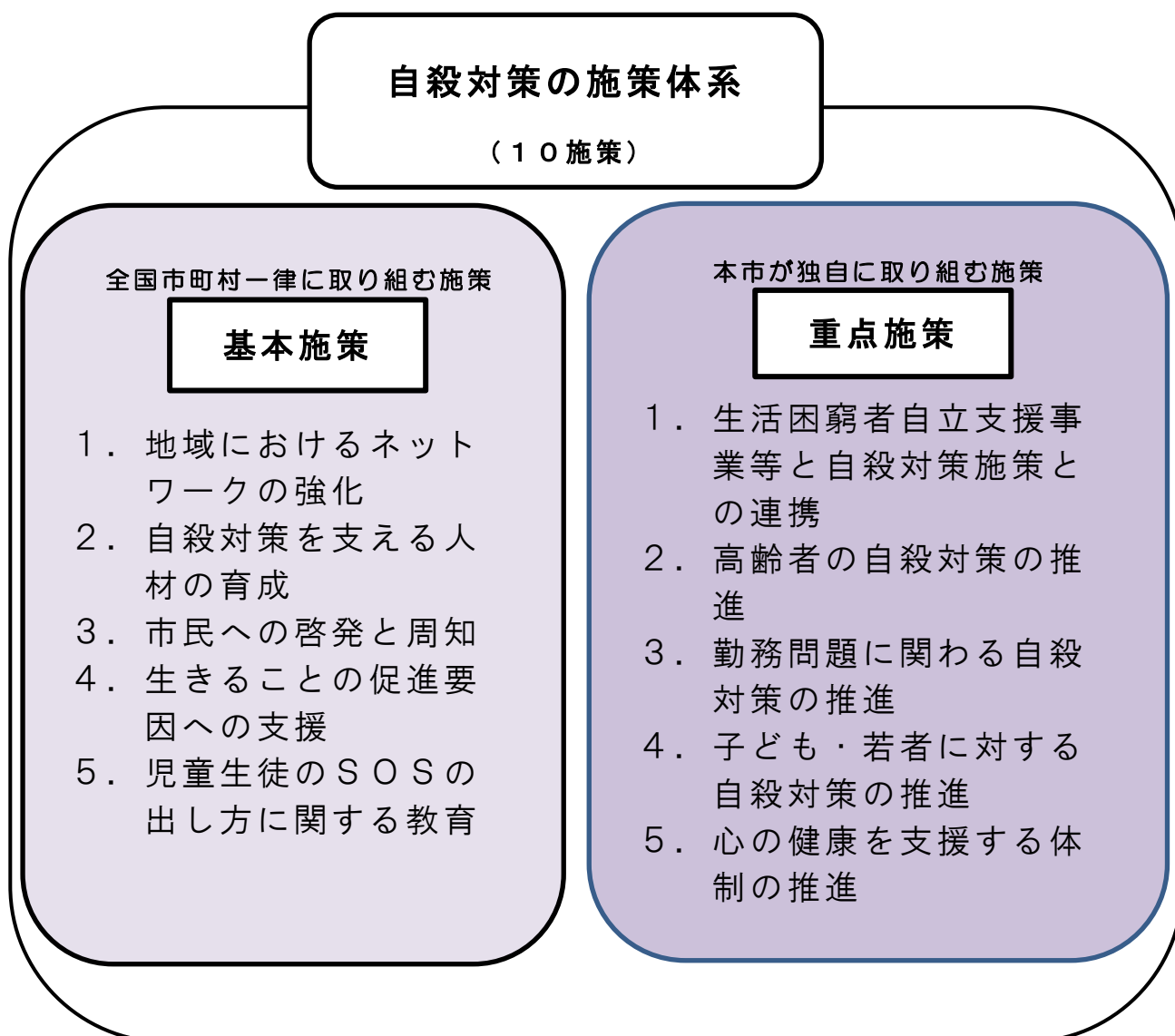
- 1 施策体系
- 2 基本施策
- 3 重点施策

1 施策体系

本市の自殺対策は、「基本施策」と「重点施策」の大きく2つの施策によって取り組みます。

「基本施策」は、国を挙げて全ての市町村が共通して取り組むこととされている自殺対策の根幹的な施策であり、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かさずことのできない基盤的な取組です。

一方、「重点施策」は、本市における自殺の実態を踏まえた上で取り組むべき施策であり、自殺の危険性が高い年齢層である高齢者と、自殺要因となっている健康問題、経済・生活問題、勤務問題及び子ども・若者に対する自殺対策、心の健康を支援する体制の推進といった本市独自の取組です。



2 基本施策

本市で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組として、「地域におけるネットワークの強化」、「自殺対策を支える人材の育成」、「市民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つを基本施策とします。

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組みます。

(1) 庁内におけるネットワークの強化

庁内の情報共有を図るとともに、全庁的に自殺対策を推進するため、(仮称)自殺対策推進委員会を設置し、開催します。(社会福祉課)

(2) 庁外におけるネットワークの強化

保健、医療、福祉、教育、労働等幅広い分野における関係機関・団体や行政、市民等との効果的な連携・協働により官民一体となって自殺対策に取り組むことを目的として、(仮称)自殺対策連絡協議会を設置し、開催します。(社会福祉課)

(3) 市民を巻き込んだ自殺対策の推進体制の強化

自治会関係者や民生委員児童委員等を対象に、本市の自殺の現状と対策についての情報提供や、身近な人の変化を察知し専門機関につなぐことができるゲートキーパーの役割について啓発し、市民同士で支え合いと見守りができる体制を推進します。(社会福祉課・市民協働推進課・社会福祉協議会)

(4) 公的機関との連携の強化

警察や消防等の自殺に関連した業務に携わる公的機関との連携を強化します。(社会福祉課)

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

自殺の危険性が高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談・支援機関につなぐ役割を担うゲートキーパーの養成に取り組みます。

(1) 様々な職種を対象とする研修

① 市職員向けゲートキーパー養成講座の開催

市の職員のうち、相談業務や税金や水道料金等の徴収に携わる者を中心にゲートキーパー養成講座を開催します。（社会福祉課）

② 専門職向けゲートキーパー養成講座の開催

保健、医療、福祉、経済、労働、教育など、様々な分野において相談・支援等を行う各種団体や専門職従事者に対し、ゲートキーパー養成講座を開催します。（社会福祉課）

(2) 市民に対する研修

身近な地域で支え手となる市民を育成するため、ゲートキーパー養成講座を開催します。（社会福祉課）

基本施策3 市民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している本人や、そのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる機関が十分に周知されていることが重要です。

そこで、本市では、相談・支援機関に関する情報を提供するなど、様々な情報について市民への啓発や周知に取り組みます。

(1) 啓発品の作成と配布

相談窓口一覧を記入したクリアファイルやこころの健康チェックカード等の配布を行い、自殺予防と早期発見の啓発を行います。（社会福祉課）

(2) 広報媒体を活用した啓発周知活動

本市が既に取り組んでいる「こころの相談事業」、「ゲートキーパー養成講座」、「こころの体温計（こころの健康をセルフチェックできる専門サイト）」等について、様々な広報媒体を活用して啓発周知活動を行います。（社会福祉課）

(3) 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発活動

自殺予防週間（9月10から16日まで）や自殺対策強化月間（3月）において、様々な広報媒体を活用して啓発周知活動を行います。（社会福祉課）

基本施策 4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回った時と考えられます。そのため「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺の危険性を低下させる必要があることから、様々な「生きることの促進要因」の強化に取り組みます。

(1) 自殺の危険性を抱える可能性のある人への支援

① メンタルヘルスの支援が必要な人の早期発見

健診や健康相談等をとおして、メンタルヘルスの支援が必要な人の早期発見に努め、適切な支援につなげます。

特に不安の強い妊婦や出産後間もない産婦については、関係機関と連携し、面接や訪問等で産後うつ等の早期発見に努め適切な支援につなげます。（健康増進課）

② 生活における困りごと相談の充実

それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV、住まい、消費生活等）に応じて、緊密な連携を図りながら相談対応と問題解決に当たります。（全庁）

③ 高齢者に対する適切な介護サービス等の利用支援

高齢者の身体等の状態変化に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。（高齢福祉課）

④ 子ども・子育て総合センターの運営

児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し必要に応じて関係機関・団体と連携しながら、課題の解決を図ります。また、保護者の子育てへの負担軽減を図る子どもショートステイ等、支援体制を整えます。（子育て支援課）

⑤ 子育て世帯に対する支援の提供

保健師等が妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」、保護者に対する子どもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる「子育てサロン」等をとおして、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。（健康増進課・子育て支援課）

⑥ 精神障害者とその家族に対する支援の提供

精神障害を抱える当事者とその家族が、地域で安心して生活を送れるよう、関係機関との連携に努めます。（社会福祉課）

(2) 遺された人への支援

自死遺族の方等に対する各種相談先の情報や相談会の開催等、自死遺族による自助グループ活動等の関連情報を、様々な広報媒体を活用して啓発周知を図ります。（社会福祉課）

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

いじめを苦しめた児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、平成28年4月に改正された法により、「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」（以下「SOSの出し方に関する教育」という。）の推進が盛り込まれました。

SOSの出し方に関する教育については、自殺予防教育の柱の一つとして道徳や保健体育等において、各教科の特性に応じて実施しており、今後も継続して推進します。

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

小・中学校及び義務教育学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めれば良いか具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育を行います。（学校教育課）

(2) 専門的な相談体制の整備

小・中学校及び義務教育学校へスクールカウンセラー（注1）、スクールソーシャルワーカー（注2）の派遣を行い、学校生活やこころの健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。また、必要に応じて専門医による医療相談を実施します。（学校教育課）

（注1）スクールカウンセラー…学校等の教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家

（注2）スクールソーシャルワーカー…子どもの家庭環境による問題に対処するため、福祉事務所、児童相談所等関係機関と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家

3 重点施策

本市における自殺の実態を踏まえた上で、独自に取り組むべき施策として、「生活困窮者自立支援事業等と自殺対策施策との連携」、「高齢者の自殺対策の推進」、「勤務問題に関わる自殺対策の推進」、「子ども・若者に対する自殺対策」、「心の健康を支援する体制の推進」の5つを重点施策とします。

重点施策 1 生活困窮者自立支援事業等と自殺対策施策との連携

【現 状】

平成24（2012）年から平成28（2016）年までの本市における自殺者数の合計172人のうち無職者の数は102人となっており、全体の59.3%を占め、過半数を超えています。

【課 題】

生活困窮者自立支援事業（注1）、家計相談事業（注2）、フードバンク事業（注3）、就学援助制度（注4）等では、生活困窮に対する支援を主に行っているところです。これらの制度で生活困窮に関し相談される方の中には、生活苦などから精神的に追い詰められている方も存在すると考えられます。そのため、相談を受ける上で、自殺対策の視点も加え自殺の危険を示すサインに早期に気づき、相談を受ける対応が求められています。

（注1）生活困窮者自立支援事業…就労その他の自立に関する相談支援事業

（注2）家計相談事業…家計管理に関し相談・指導する事業

（注3）フードバンク事業…企業や家庭で余剰となった保存食品を収集し、生活困窮者や福祉事業所等に提供する事業

（注4）就学援助制度…経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を市が援助する制度

【取 組】

生活困窮者自立支援事業等と自殺対策施策との連携

生活困窮者自立支援事業、家計相談事業、フードバンク事業、就学援助制度等は、生活困窮者に対する支援制度です。これら制度の本来の業務に加え、生活困窮などから自殺の危険性が高い市民を早期に発見する視点も業務に加えることで、適切な自殺対策施策につなぐことができる仕組みとします。（社会福祉課・学校教育課・市社会福祉協議会）

重点施策 2 高齢者の自殺対策の推進

【現 状】

平成24（2012）年から平成28（2016）年までの本市における自殺者数の合計172人のうち60歳代以上の数は75人となっており、全体の43.6%を占め、高い割合となっています。

【課 題】

高齢者は、配偶者との死別や身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺の危険性が高まる恐れもあることから、高齢者の孤立を防ぐ必要があります。

【取 組】

(1) 地域住民助け合い事業の推進

地域支え合い推進員を公民館に配置し、高齢者を含めた地域住民が、お互いに見守り、支え合うための仕組みづくりを推進します。（高齢福祉課）

(2) 閉じこもり高齢者を防ぐ取組を推進する

高齢者が、自宅に閉じこもらずに戸外に出かけ、地域の人との交流等により生きがいを感じられるよう、地域の行事や生きがいサロン等の居場所への参加を勧め、必要な時に適切な支援につながるよう対策を進めます。（高齢福祉課）

重点施策3 勤務問題に関わる自殺対策の推進

【現 状】

平成24（2012）年から平成28（2016）年までの本市における自殺者数の合計172人のうち、有職者は計65人で、その内訳は「自営業・家族従業者」が15人、「被雇用者」が50人となっています。

【課 題】

有職者の自殺の背景には、配置転換や職場での人間関係などの勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、退職や失業を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務、家庭内の不和等が発生し、最終的に自殺の危険性が高まるというケースも想定されます。このように、自殺へと至る過程においては、勤務問題が少なからず影響を及ぼしている可能性が考えられます。

近年、職場でのパワハラや長時間労働を一因とする自殺の発生等もあり、国大綱でも、勤務問題による自殺対策の推進が「当面の重点施策」として新たに追加されるなど、勤務問題に関わる自殺への対策は、国を挙げての重要課題となっており、本市も対策を推進する必要があります。

【取 組】

勤務問題の理解を深め、関係機関との連携を強化する

勤務問題の現状についての啓発や、相談先情報の周知を進めるとともに、関係機関との連携を強化します。（社会福祉課・労働基準監督署）

重点施策 4 子ども・若者に対する自殺対策の推進

【現 状】

平成24（2012）年から平成28（2016）年までの本市における自殺者数の合計172人のうち、20歳未満の自殺者数は2人となっており、他の年代と比較すると全体に占める割合は低くなっています。

【課 題】

国大綱では、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが自殺対策の当面の重点施策の1つに追加され、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進、子どもの貧困対策、ひとり親家庭の児童生徒に対する生活・学習支援、子どもの居場所づくり及び虐待防止などの各種施策の推進等が求められています。

自殺の背景にあるとされる様々な問題（経済・生活問題、勤務問題、家族関係の不和等の家庭問題、心身面での不調等の健康問題等）は人生の中で誰もが直面し得る危機であり、そうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身に付けることは、将来の自殺の危険性の低減につながり得ると考えます。

また、幼少期における貧困、虐待等の体験、親との離死別等は、その人の将来の自殺の危険性を高める要因にもなりかねません。現状として市の20歳未満の自殺者数は2人と少ないものの、こうした観点からも、子ども・若者の時から貧困、虐待等の対策を講じることが、将来の自殺を防ぐことに繋がります。加えて、児童生徒のSOSの出し方に関する教育だけでなく、いじめやひきこもり等の子ども・若者等が抱え込みがちな、自殺の危険性の早期発見等、子ども・若者に対する包括的な自殺対策も、その子の現在における自殺予防につながるだけでなく、将来の自殺の危険性を低減させることとなり、保護者や地域の関係者等と連携しつつ、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会を作っていく上できわめて重要な取組となっています。

【取 組】

(1) 子ども・若者向けの相談支援を更に推進する

子ども・若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、専門機関や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、相談・支援機関との連携を推進します。（社会福祉課・子育て支援課・学校教育課）

(2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進する

命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育を実施します。（学校教育課）

(3) 児童生徒の健全育成に資する各種取組を推進する

小・中学校及び義務教育学校では、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU検査）を活用し、児童生徒にとって居心地のよい学級集団づくりを推進します。また、悩みや問題を抱える児童生徒が、必要な支援を受けられるよう、様々な学習の機会の提供や、安心して過ごせる場所の構築・確保に向けた取組を展開します。さらに、児童生徒と日常的に関わる地域の関係者が連携し児童生徒の健全な育成を図れる体制づくりを進めます。（学校教育課・子育て支援課・保育課・社会福祉課・生涯学習課）

また、児童生徒が心身ともにより健やかに成長できるように支援することにより、豊かな母性や父性をはぐくむことを目指し、学校保健や医療機関等と連携し思春期保健事業を実施します。（健康増進課）

重点施策5 心の健康を支援する体制の推進

【現 状】

平成24（2012）年から28（2016）年までの5年間における本市の自殺者の原因・動機については、健康問題が約半数と高い割合を占めています。

【課 題】

自殺は、ある特定の要因で起こるものではなく、病気の悩み、うつ病等の心の病気等の健康問題、失業、倒産、多重債務等の経済・生活問題、育児や介護・看病疲れ等の家庭問題、過重労働やパワハラ等の勤務問題等、様々な要因が複雑に絡み合って、心理的に追い詰められることが原因と考えられます。自殺の原因となる様々なストレスについての相談体制や早期に医療機関を受診できる体制を充実させることにより、自殺の危険性の軽減につなげる必要があります。

【取 組】

心の悩みを抱えた方に対する支援体制を推進する

自殺の要因となる様々な悩みや困難を抱える人が身近なところで相談・支援が受けられるようにするため、日本カウンセラー学会認定カウンセラーによる「こころの相談」を定期的に行います。

また、相談・支援機関との連携を推進します。（社会福祉課）